

平成28年11月25日

津 崎 尚 道 殿

東京地方検察庁特別捜査部

書面の返戻について

貴殿から送付された書面を拝見しました。

送付いただいた書面に「告発状」との記載がありますが、捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合、単なる事実の申告のみでは足りず、刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって疎明していただく必要があるところ、同書面には、それらの記載がありません。

また、外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより、予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく、更には犯罪事実から導かれた、かなり具体的な外国からの武力行使（戦闘行為）の事実（もしくは武力行使しようとした事実）との因果関係の証明が必要となります。

よって、当庁において受理することはできませんので、送付された書面については全て返戻いたします。